

「被措置児童等虐待ガイドライン」2022年改定の基本方針（案）

- 児童養護施設等における被措置児童等虐待については、令和2年12月15日、総務大臣から厚生労働大臣に対し、要保護児童の社会的養護に関する実態調査（以下、「実態調査」という。）に基づく勧告がなされ、被措置児童等虐待の通告・届出制度の運用等に関する指摘や改善が求められた。

これらの勧告に対応するため、有識者、自治体、施設等関係者からなる検討会を設置し、より適切な被措置児童等虐待対応が図られるよう、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」※において、処理フローの見直しや関係法令の改正、社会的養護の現状を踏まえた改定案を策定した。

〈全体構成〉

- ・ 被措置児童等虐待の定義
- ・ 被措置児童等虐待に関する通告等
- ・ 通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・ 被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

〈記載内容〉

総務省行政評価局の勧告内容を踏まえ、被措置児童等虐待に関する有識者からなる検討会での意見を踏まえ、記載内容を整理・充実。

（主な内容：平成28年児童福祉法の改正やその趣旨（子どもの権利擁護の推進、家庭養護の推進等）を踏まえた事項、勧告内容に基づく関係機関における適切な対応、発生予防や組織運営における対策 等）

全体構成について

【現行（平成21年版）】

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
 - 1) 虐待を予防するための取組
 - 2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み
 - 3) 施設における組織運営体制の整備
 - 4) 発生予防から虐待を受けた子どもの保護、安定した生活の確保までの継続した支援
3. 留意点
 - 1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応
 - 2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
 - 1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関
 - 2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知
 - 3) 早期発見のための体制整備
 - 4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備
5. 初期対応
 - 1) 相談・通告・届出への対応
 - 2) 通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知
 - 3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応
 - 4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
 - 1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告
 - 2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等
 - 3) 都道府県児童福祉審議会の体制
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等
 - 1) 風通しのよい組織運営
 - 2) 開かれた組織運営
 - 3) 職員の研修、資質の向上
 - 4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

III 参考資料

- ・被措置児童等虐待通告等受理票（例）

【改訂後（令和4年版）（案）】

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
 - 1) 虐待を予防するための取組
 - 2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み
 - 3) 施設における組織運営体制の整備
 - 4) 里親による子どもの権利保障と養育実践
 - 5) 発生予防から虐待を受けた子どもの保護、安定した生活の確保までの継続した支援
3. 留意点
 - 1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応
 - 2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
 - 1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関
 - 2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知
 - 3) 早期発見のための体制整備
 - 4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備
5. 初期対応
 - 1) 相談・通告・届出への対応
 - 2) 通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知
 - 3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応
 - 4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
 - 1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告
 - 2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等
 - 3) 都道府県児童福祉審議会の体制
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等
 - 1) 風通しのよい組織運営
 - 2) 開かれた組織運営
 - 3) 職員の研修、資質の向上
 - 4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点
 - 5) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

III 参考資料

- ・被措置児童等虐待通告等受理票（例）